

2020年5月27日

函南町長 仁科 喜世志 殿

株式会社トーエネック
エネルギー事業部



「函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例への
照会に対する回答」等に関するご照会

拝啓

平素は弊社事業に関し格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（以下「本条例」といいます。）に関し、貴町から令和2年4月15日付「函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例への照会に対する回答」（函都第275号）（以下「本回答書」といいます。）及び令和2年5月11日付「函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の経過措置における届出の提出について（依頼）（4回目）」（以下「本依頼書」といいます。）を拝受致しました。

弊社と致しましては、2019年12月24日及び同年3月10日と計2回に亘って、貴町に対して本条例に関する照会をさせて頂いておりますが、本書送付時点において、未だに貴町から明確なご回答を頂戴しておりません。

つきましては、本条例附則第2項に基づく届出を提出する前提として、以下に述べますとおり、弊社からの照会を踏まえ、まずは貴町におかれまして、本条例第9条第1項乃至第3項の適用関係等に係る貴町の解釈を明らかにして頂くよう要請致します。

1 本条例第9条第1項の届出の提出義務に関するご照会

(1) 貴町は、本回答書において、「当町としては、本事業に変更が生じた際に、本条例附則の経過措置により求めた本条例第9条第1項の届出がないことには、当初の本事業の計画から変更となる内容を知り得ないため、本条例第9条第3項に基づく同意の判断に関する審査が遅滞することや判断ができないおそれがあると認識しております」と述べて、本条例第9条第1項に基づく届出の提出を要求されております。

しかしながら、弊社の2020年3月10日付「『函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例への照会に対する回答』に関するご照会」（以下「本照会」といいます。）においてもお伝えしておりますとおり、本条例第9条第3項は「事業者は、町内において事業を実施しようとするとき又は町内において実施している事業を変更しようとするときは、町長の同意を得なければならない」としか規定しておらず、同項が規定する「町長の同意」に関して、同条第1項の届出が必要乃至前提となっている旨は規定

されておられません。

したがって、弊社と致しましては、本条例の解釈上、本条例第9条第3項の「同意」に関連して同条第1項の届出を行う法的義務はないものと判断しております。

貴町におかれまして、弊社が本条例第9条第3項に関連して同条第1項の届出を提出する法的義務があることをご主張されるのであれば、その法令又は判例上の根拠等をご教示頂きたく存じます。

- (2) なお、貴町は、令和2年1月22日付「函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例への照会に対する回答」(函都第44号)において、今回の貴町による届出の提出依頼は本条例第15条の規定に基づくものではないことを明言されております。

したがって、既に本照会書でもお伝えしておりますとおり、弊社が上記の届出を行わなかったとしても、本条例第15条第1項第1号は適用されず、同条1項頭書の町長による「指導又は助言」の対象にはならないため、同第2項の「勧告」並びに第16条の経済産業省への「情報提供」及び「公表」の対象にもならないものと理解しております。

この点につきまして、貴町は本回答書において特段の反論や異議等は述べておられませんが、仮に貴町において弊社と異なるご見解をお持ちであれば、その根拠及び法令等をお示しの上、貴町の見解をご教示頂きたく存じます。

2 本条例第9条第2項の適用に関するご照会

既に本照会書においてお伝えしておりますとおり、本条例第9条第2項は、「前項の規定により届け出た同項各号に掲げる事項に変更が生ずるときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を町長に届け出なければならない」と規定されており、条文解釈上、本条例第9条第2項は同条第1項に基づき提出された届出を規律するための規定であることは明らかです。

したがって、仮に弊社が貴町に対して本条例附則第2項に基づく届出を提出したとしても、当該届出はあくまで本条例附則第2項に基づくものであって、「前項」(=本条例第9条第1項)に基づくものではないことは条文上明らかであるため、当該届出は本条例第9条第2項の適用を受けません。

この点につきまして、貴町は本回答書において特段の反論や異議等は述べておられませんが、仮に貴町において弊社と異なるご見解をお持ちであれば、その根拠及び法令等をお示しの上、貴町の見解をご教示頂きたく存じます。

3 本条例第9条第2項及び第3項の解釈に関するご照会

- (1) 貴町は、本回答書において、「当町としては・・・本事業に変更が生じた際に・・・本条例第9条第3項に基づく同意の判断に関する審査が遅滞することや判断ができないおそれがあると認識しております」と述べておられます。

本条例第9条第2項に基づく変更の届出については、「函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則」（以下「本規則」といいます。）第4条1、2項及び各種の様式等を参照する限り、軽微な変更や形式的な変更等であっても、本条例第9条第2項に基づく変更の届出が必要とされているように窺われます。

この点につきまして、弊社と致しましては、上述した軽微な変更や形式的な変更等についてまで、同条第3項の町長の「同意」は求められていないものと理解しております。

(2) また、本条例及び本規則は、本条例第9条第3項の「町長の同意」が必要となる事業の「変更」について、その定義や範囲等を一切規定しておりません。

この点につきましては、既に本照会書においてお伝えしておりますとおり、本条例第1条は、本条例の「目的」について、「この条例は、町民の財産である緑豊かな自然環境や美しい富士山等の眺望景観及び防災環境の保全と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るため必要な事項を定め、もって災害の発生を防ぎ、町民の安全・安心で生活しやすい環境の保全に寄与することを目的とする」と規定しております。また、本条例第3条は、「町の責務」として、「町は、第1条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用に努めるものとする。」と規定しており、同第4条第1項は「事業者の責務」として、「事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、町の景観、自然環境及び生活環境に影響を与えないよう配慮するとともに、地元自治会等、土地所有者及び近隣関係者（以下、この条において「利害関係者」という。）に対して事業に係る計画の内容、維持管理の方法等について説明し、利害関係者と良好な関係を保持するよう努めるものとする。」等と規定しております。さらに、貴町は、貴町ホームページにおいて、「この条例は、町民の財産である眺望景観や防災環境の保全と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るために必要な事項を定め、災害の発生を防ぎ、町民の安全・安心で生活しやすい環境の保全に寄与することを目的としており、町・事業者・町民それぞれに責務を与えています。」と述べておられます。

上述した本条例の目的や町及び事業者の責務等を踏まえると、本条例第9条第3項が規定する町長の同意が必要となる「事業」の「変更」とは、本条例の目的である災害の発生の防止や環境の保全に具体的な影響を与えるような重大な変更を指すものであって、軽微な変更や形式的な変更をはじめとして、災害の発生や環境の保全等に具体的な影響を与えない、又は殆ど影響を与えないものについては、同項がいう「事業」の「変更」には含まれないと解されます。

換言すれば、軽微な変更や形式的な変更等においても、一律に町長の同意を必要とするような条例の運用や適用を行った場合、かかる運用や適用は本条例第3条が規定する「条例の適切かつ円滑な運用」という町の責務に違反するとともに、憲法第29条が保障する財産権や憲法第22条第1項が保障する営業の自由に対する不当ないし過度な制約となり、違憲・違法なものとして許容されないものと思料致します。

(3) 上記(1)及び(2)の事項につきまして、貴町は本回答書において特段の反論や異議等は述

べておられません。仮に貴町において上記と異なる条例解釈等を考えておられるのであれば、その法令又は判例上の根拠等をお示しの上、貴町の解釈をご教示頂きたく存じます。

4 照会に対する回答のお願い

以上に述べましたとおり、本依頼書に基づいて、弊社が貴町に対して本条例附則第2項に基づく届出を提出する前提として、まずは貴町におかれまして、上述した本条例の解釈上の問題点に関する貴町のご見解を、本条例の制定者である貴町の責任において、明確に頂きたく存じます。

本条例の解釈等については不確定・不明確な事項が多数存在しており、弊社は繰り返し貴町に対し、貴町のご見解等を照会しているにもかかわらず、複数の事項について、貴町からご回答を頂けておりません。

弊社が貴町において実施している太陽光発電事業は弊社にとって極めて重要な案件であり、貴町による条例の解釈等は同事業の遂行等に重大な影響を及ぼす可能性があるため、何卒ご賢察・ご高察を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

敬 具